

資料3

宝塚市総合教育会議傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、別に定める傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の定員)

第3条 市長は、会議の開催場所の規模など必要があると認めるときは、会議に諮り、傍聴の定員を定めることができる。

2 傍聴希望者が前項の規定に基づいて定める定員を超えるときは、会議開催の15分前までに受け付けた傍聴希望者の中から抽選により、傍聴ができる者を決定するものとする。

(傍聴場所の指定)

第4条 傍聴人は、指定された傍聴席において傍聴しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に関する発言や可否を表明し、又は騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (2) 示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に市長が会議に諮り、許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、市長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

付 則

この要領は、平成27年4月 日から施行する。